

普通免許状の申請書類一覧【別表第6の2】

○：必須

△：必要となる場合あり

根拠規定：教育職員免許法第6条第2項別表第6の2

○教育職員検定により、所有する栄養教諭免許状の上級免許状の授与を受ける場合

- 授与を受けようとする免許状
 - ・栄養教諭(専修、1種)

	書類名	紙申請	電子申請	備考
ア	教育職員免許状授与・検定申請書及び誓約書(第1号様式)	○	—	
イ	履歴書(第2号様式)	○	○	
ウ	人物に関する証明書(第3号様式)	○	○	証明日から3か月以内のもの
エ	学力に関する証明書又は 単位修得表(第7号様式)及び単位認定書	○	○	証明日から3か月以内のもの
オ	身体に関する証明書(第9号様式)	○	○	証明日から3か月以内のもの
カ	実務成績証明書(第4号様式)	○	○	直近の勤務から申請に必要な 年数分の証明を取ること。
キ	基礎となる栄養教諭の普通免許状の写し	○	○	要原本証明
ク	既所有の教育職員免許状(教員免許更新制により更新等手続を行っている場合は、更新等証明書を含む。)の写し ※上記 キ 以外	△	△	既に他の教員免許状を所有している場合のみ ※要原本証明
ケ	管理栄養士免許証の写し ※1種免許状を取得しようとする者が、別表第6の2備考を適用する場合のみ(同表に定められた最低在職年数に満たない在職期間があれば当該在職年数を満たすものとみなし、最低単位数「40」を「8」と読み替える場合のみ)	△	△	※要原本証明
コ	戸籍抄本	△	△	証明日から3か月以内のもの ※提出書類と現在の氏名または本籍地が異なる場合のみ
サ	返信用封筒(角型2号サイズ、530円分の切手貼付)	○	○	※直接受け取る場合は、不要
	手数料：5,000円	○ 注1	○ 注2	注1：大分県収入証紙による(第1号様式に貼付) 注2：電子申請システム上でクレジットカード納付

別表第6の2は、所有する栄養教諭免許状(1種、2種)を基礎に、教員経験+単位修得で上級免許状を取得する方法です。

【例】栄養教諭2種免許状所有→(2種免許での栄養教諭経験〔最低3年〕+単位修得〔最低40単位〕)→栄養教諭1種免許状取得
※必要な教員経験年数及び単位数は、個々人の状況により変わります。 詳細は、採用試験・免許班までお問い合わせください。